

浜田市職員措置請求に関する監査結果
(浜田市長宿舎に係る公費負担の件)

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 省略

氏名 省略

2 請求書の提出

平成 27 年 8 月 6 日

3 請求の内容

請求人提出の浜田市職員措置請求書(別紙)による請求の対象(主張事実)の要旨及び措置要求は次のとおりである。

(1) 請求の対象＝主張事実(要旨)

市は市長個人が契約していた賃貸契約を平成 26 年 4 月から市の借上げ宿舎として契約した。市は建物所有者に月額 95,000 円の家賃を支払い、市長は 40,900 円を給与天引きされることにより 1 か月当り 54,100 円の利益を得た。

前総務部長は「根拠は浜田市職員の宿舎の貸与に関する要綱の第 3 条第 4 号によるものであり、問題はない」と答弁したが、該当しない。規定に該当しない家賃補助は、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定した地方自治法第 2 条第 14 項にも違反する。

平成 26 年 4 月から平成 27 年 7 月までの間において、毎月 54,100 円の損害が市に生じている。平成 27 年 8 月以降も毎月 54,100 円の損害が生ずる恐れがある。

(2) 措置請求

市は、借上げ宿舎を解約し、当該宿舎を建物所有者と市長の賃貸契約に変更し、市長に対して今まで浜田市が支出した合計 865,600 円を市に返還させるべきである。

4 請求の要件審査

本件請求が、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の要件を満たしているか否かについて検討した。本件請求で請求人は、平成 26 年 4 月から平成 27 年 7 月までの間の公費負担の返還を求めているが、法第 242 条第 2 項に「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない」と規定されており、本件請求書の受付が平成 27 年 8 月 6 日であることを考慮すると、当該行為のあった日から 1 年以上経過している平成 26 年 4 月から平成 26 年 7 月までの間の支出については、法第 242 条に定める適法な住民監査請求には当たらないと判断した。

このため、監査の対象を平成 26 年 8 月から平成 27 年 8 月までの間の公費負担とした。

第 2 監査の実施

本件請求について、法第 242 条第 4 項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

請求の内容及び要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

浜田市長宿舎に係る公費負担は、関係要綱に基づく支出であるが、その支出は法第 242 条第 1 項の規定にある「違法若しくは不当な公金の支出」に該当するか否か。

2 監査対象部課

総務部人事課を監査対象部課とし、平成 27 年 8 月 17 日に必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

(1) 他の自治体の状況

市長等職員宿舎に係る公費負担について、全国的には要綱や規則を制定し実施している自治体や単に決裁処理で実施している自治体がある他、国家公務員宿舎法等を根拠とし、全額公費負担しているケースもある。

当市では要綱を定め一部公費負担の取扱いとしている。

(2) 市長宿舎に係る公費負担を行うこととした経緯

県外居住者であった久保田市長は、浜田市長選挙準備のため、選挙前から浜田市内の住居を探していた。これは、久保田市長の実家が浜田市内にあるものの、面積的にも同居できる状況ではなかったために借家を求められたものである。久保田市長は職責上緊急時に対応できる相応の住居を探され、平成 25 年 5 月 7 日から個人契約により当該住居への入居を開始された。市長就任時、宿舎貸与の制度について市長への説明がなされずにいたが、その後、当該制度適用の必要性があると認識したため、支払い開始が可能な平成 26 年 4 月から適用することとなった。

(3) 要綱適用についての経緯

浜田市職員の宿舎の貸与に関する要綱(以下「要綱」という。)は、国からの職員を招へいする等の必要があったため、国家公務員宿舎法や他市の事例を参考に、平成 22 年 4 月に制定し、平成 22 年 9 月と平成 26 年 3 月に改正している。平成 26 年 3 月の改正は、国(東京)への派遣者への適用や災害時の他市からの派遣者受入れのためである。

この度の市長宿舎貸与の承認は、市長までの決裁は得ているが、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 108 条(自己契約及び双方代理)が適用されると判断し、代理者として副市長が行っている。また、入居資格に対する根拠について要綱第 3 条のどの号を適用するかに関しては、同条第 4 号の「職員のうち県外に居住していた者であって、市内での住居確保が困難であると認めた者」と、要綱第 3 条第 6 号の「その他特に必要と認めた者」のいずれにすべきかで判断が揺れ動いたが、結果的には同条第 4 号の適用になると判断し、平成 27 年 3 月及び同年 6 月の市議会において、市議会議員へ説明を行った。

しかしながら、今回の住民監査請求を受け、改めて総務部内で検討したところ、同条第 4 号だけで適用を解釈するには無理があるとの結論に至ったため、総務部の見解を、同条第 6 号の適用であるとの判断に訂正したいと考えている。市長は、その職務の性質上、何時いかなる時も昼夜を分かたず、市民の生命、身体、財産等を保護するための非常勤務等に従事するといった

職責を果たす必要がある。このため、市長が居住する宿舍は、市内であればどここの場所でもかまわないというのではなく、緊急時速やかな登庁が可能であって、災害等による交通遮断の恐れがない場所が適当である。要綱第3条第6号適用の判断は、こうした理由により、現状の市長宿舍が望ましいとの考えに基づくものである。

(4) 市長への宿舍貸与の状況

ア 根拠規程 浜田市職員の宿舍の貸与に関する要綱

イ 運用

(ア) 宿舍に係る賃貸借契約借主 浜田市

(イ) 宿舍に係る賃借料の支出 浜田市

(ウ) 宿舍に係る賃借料の内訳

a 賃借料 95,000 円／月

b 賃借料のうち本人負担額（貸付料として市の収入）
40,900 円／月

※算定基準 賃貸借契約を行った物件の延床面積により算出される基準貸付料の額から当該物件の構造及び建築後の経過年数により算出される補正額を控除した額に当該物件の延床面積を乗じて得た額と当該物件の賃借料を比較して、いずれか低い額を貸付料とする。

c 市の負担額 54,100 円／月

※賃借料から本人負担額を差し引いた差額

(5) 今後の対応

合併後市域が広くなり、市長の持ち家が遠隔地にある場合には、市内に持ち家があっても官舎等が必要な場合もあり得るため、そのことも考慮して要綱の見直しを行う。要綱の見直しに当たっては、第三者の意見を聞くこととし、浜田市特別職報酬等審議会委員に諮る。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対しては、法第242条第6項の規定に基づき、平成27年8月19日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述には、請求人が出席し、浜田市職員措置請求書に従いその

趣旨を述べ、追加の証拠の提出があった。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 市長への宿舍貸与及び公費負担の状況

市は、市を借主として職員宿舍の賃貸借契約を平成 26 年 4 月 1 日に当該物件の所有者と締結し、同日を使用開始日として当該物件を市長へ貸与している。宿舍貸与については代理者として副市長が承認している。当該宿舍の賃借料は月額 95,000 円であり、市から貸主（当該物件の所有者）へ毎月支払いしている。

(2) 市長が負担する貸付料の状況

要綱第 5 条及び第 6 条の規定に基づき、宿舍の貸付料として市長は月額 40,900 円を市へ毎月納付している。

(3) 市長への宿舍貸与にかかる根拠要綱の適用について

要綱第 2 条において、貸与の対象となる職員は市長を含むことが定義されている。また、要綱第 3 条の入居資格について、市は、平成 27 年 3 月及び 6 月の市議会において同条第 4 号「職員のうち県外に居住していた者であって、市内での住居確保が困難であると認めた者」に該当するとして説明してきた。しかし、本件住民監査請求の提出により再度検討したところ第 4 号は適当でないと判断し、平成 27 年 8 月 31 日に開催された市議会全員協議会等において、「第 4 号の適用を第 6 号「その他特に必要と認めた者」に訂正する」と報告している。

2 監査委員の判断

(1) 市長への宿舍貸与は、県内外の自治体において事例があり、国においても同様の規定がある。また、法第 2 条第 14 項の規定は努力義務であり、今回の事案における判断に裁量権の逸脱や濫用はなく、最少で最大の効果を挙げなければならないとした趣旨に背くものではない。

(2) 職員宿舍に係る貸与の承認の書類は、市長までの決裁を得ているが、民法第 108 条（自己契約及び双方代理）に配慮し、代理

者として副市長が承認を行っている。この承認行為は、法第 153 条で、「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又は臨時に代理させることができる。」と規定されていることから問題はない。

- (3) 要綱第 2 条において、職員の定義には市長も含まれている。また、市長という職務性質上、何時いかなる時も昼夜を分かたず、市民の生命、身体、財産等を保護するための非常勤務に従事するといった職責を果たす必要があることから、職務を円滑に遂行するためにも、住居に関しては緊急時に速やかに登庁が可能であり、災害等による交通遮断にも配慮した場所に居住することが必要である。こうしたことから、市長には入居資格があり、要綱第 3 条第 6 号を適用することに問題はない。

以上(1)から(3)までにより、正式な手続きを得て制定された要綱に基づく宿舍の貸与であり、支出に際しては契約に基づいた適正な財務手続きが行われていることから、市長宿舍に係る公費負担の支出は違法若しくは不当な公金の支出ではないと判断する。

3 結論

本件請求については、監査の結果、合議により次のように決定した。

本件請求の主たる事由としては、根拠とする要綱第 3 条第 4 号の適用の違法性を問うものであったが、本件請求後、執行機関側は適用する号を訂正するとし、その旨、市議会全員協議会において説明がなされている。要綱第 3 条第 4 号から同条第 6 号への変更については、根拠となる条文の内容そのものを変更するものではないため問題はないと考える。その結果、法第 242 条第 1 項の規定にある「違法若しくは不当な公金の支出」に該当しないと判断し、本件請求については理由がないものと認め、棄却とする。

第 4 意見

今回の事案は、公費負担を行う決裁文書において具体的な理由を示さなかったため、根拠の説明が十分ではなく、さらに、適用する要綱の号の選択が混乱を招き、結果として本住民監査請求により適用する号を訂正するに至ったものである。これは、著しく市民の信頼を損ねるものと言え、監査委員として大変遺憾に感じるところである。執行機関は今後同様のことがないように、支出の根拠を明確にし、透明性を確保すると共に、市民への説明責任を果たし誤解を招くことがないように改善を強く要望する。